

請負人の労働者の労働災害防止のため注文者が 措置を講ずる必要のある設備の範囲の拡大



2022年1月31日に「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」について、妥当であるとの答申がありました。

この改正案は、「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」(2021年7月19日公表)において、化学物質による労働災害を防止するために必要な規制のあり方が提示されたことを受け、労働安全衛生法施行令における規定について、見直しを行うものです。

<改正案のポイント>

労働安全衛生法第31条の2の規定により、化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃の仕事を外注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を防止するため、化学物質の危険性及び有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書を交付しなければならないとされており、この措置の対象となる設備の範囲が以下のとおり拡大されます。

(従来)

- ・化学設備(危険物製造・取扱設備)
- ・特定化学設備(特定第2類物質・第3類物質)

(改正後)

従来のものに加え、

- ・労働安全衛生法第57条の2の対象である通知対象物(労働者に危険・健康障害を生じるおそれのある物質)の製造・取扱設備

○施行予定日

2023年4月1日(ただし、新たに措置の対象となる設備で施行の日前に請負契約が締結されたものについては、2023年9月30日までの間、規定が適用されません。)

当社では作業環境測定に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 [2022年1月31日付 厚生労働省報道発表資料](#)

有機分析箇所 杉山みなみ

当社では毎月メールマガジンを配信しております！

情報はよく目にするが情報量が多い。情報はあるけれど理解しづらい文章が多い。そのような お悩みを解決すべく、なるべくわかりやすい文章で、最新情報や時期的に必要なと思われる情報をメールマガジンにしてお届けしています。ご了承いただければ配信致します。

お問合せはこちら

